

別紙

諮問第635号

答 申

1 審査会の結論

「110番処理簿」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成29年〇月〇日の〇時〇分頃に〇〇〇〇店の店長及び〇〇店員の対応の不手際（他の来店客のマナー違反行為の被害者である開示請求者をトラブルメーカー扱いした非礼対応）により、同人らと開示請求者とがトラブルになった事件に関して、開示請求者を強引に同店から立ち退かせることにより開示請求者の正当な謝罪要求等を強制終了させた挙句に、「今度この店（〇〇〇〇店）に入ったら、建造物侵入で罪になる」と言って開示請求者を脅迫して、開示請求者が同店を訪れて被害回復のための正当な賠償請求を行うことに圧力をかけた〇〇警察署署員の〇〇犯罪トラブル処理に関する全ての個人情報・資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成29年11月28日付けで行った一部開示決定について、非開示とした部分のうち警察職員の印影以外の情報について開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

第一に、警察職員の氏名に係る非開示情報については条例16条2号及び4号に該当すると実施機関は主張している。しかし、ここで非開示とされた警察職員は全て

警視庁の警察官という公務員のはずである。これらの職員は公務としてこれらのトラブル処理を行っているのであるから、請求者以外の個人に関する情報であっても、公務に関する情報として一都民的立場にある審査請求人にその説明責任を果たすため開示すべきである。

第二に、「通報者」、「店員」等の各欄の非開示情報については条例16条2号及び6号に該当すると実施機関は主張している。しかし、本件開示請求は審査請求人と〇〇〇〇店の店員（店長を含む。）との間で生じたトラブルに係る事件処理の情報であり、ここで非開示とされた店員は同店で生じた一連のトラブルの被害者である審査請求人をトラブルメーカーとして扱うなどの名誉棄損行為を行っており、これは民事上の不法行為責任を追及する要素ともなる。審査請求人が〇〇〇〇店の店員に対して民事訴訟を提起するには、被告情報としてこれらの店員の氏名等の情報も必要となる。そして、これによる本件情報公開の必要性は、実施機関が主張する「警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の弊害よりも遥かに大きい。よって、実施機関はこれに関する情報を開示すべきである。

最後に、「処理てん末状況」欄のうち「措置」欄の非開示情報については条例16条6号に該当すると実施機関は主張している。しかし、本件開示請求は審査請求人と〇〇〇〇店の店員（店長を含む。）との間で生じたトラブルにおける〇〇警察署の事件処理の情報であり、そのトラブル処理において〇〇警察署の警官は、被害者である審査請求人が〇〇〇〇店と行う「極めて正当な」被害回復交渉（〇〇〇〇店側の稚拙な店舗運営によるトラブルの責を審査請求人に転換させられた被害）を妨害している。このような経緯を勘案すると、事案処理に係る評価や判断に関する情報を非開示とするのは、身内の馴れ合いによる隠蔽することにつながる問題対応であるとともに、審査請求人が有する個人情報の訂正請求の権利を妨害する条例違反（条例18条等に違反）の行為であるから、早急に是正すべきである。

以上より、実施機関の主張は全て失当であるから、開示請求者は非開示とされている情報の開示を求め（警察職員の印影以外）、本件審査請求を申し立てることとした。

イ 意見書における主張

（ア）公安委員会は理由説明書で、「本件非開示部分（警察職員の氏名）は条例16条

2号及び4号に該当する。」と主張しているが、本件の担当警官の氏名を、条例16条を適用して非開示とするのは、公共の秩序の維持に反することとなり、また、当事者である審査請求人の保護に欠けることにもなるから、本件非開示情報については、条例17条の2を適用して裁量的開示を行うべきである。

(イ) 公安委員会は理由説明書で、「本件非開示部分（「通報者」、「店員」等の欄）は条例16条2号及び6号に該当する。」としている。しかし、本件トラブルは必要以上に会計に時間をかけるという客の行為に店員が加担し警察に通報したことがその発生原因となっている。このような本件トラブルの特性を勘案すると、店員等の情報について条例16条2号により非開示とすると、トラブルの被害者である審査請求人の保護に著しく欠けることになるから、本件非開示情報は条例17条の2により裁量的開示を行うべきである。

また、本件の開示請求・審査請求の基となったトラブルの経緯等を検証すると、トラブルの原因を作出した店側の通報者や店員の情報は、社会秩序の維持のためにも開示すべきである。

(ウ) 公安委員会は理由説明書で、「本件非開示部分（「措置」欄）は条例16条6号に該当する。」と主張しているが、本件トラブルがどのような評価判断によって事案処理されたかについては、無用なトラブルを防止し、今後の社会秩序の維持を実現させるためにも開示すべきである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、審査請求書の中で、「非開示とした部分のうち、警察職員の印影以外については、その記録されている情報を全て開示せよ」と申し立てているので、警察職員の印影を除く非開示部分を非開示とした理由について以下説明する。

(1) 警察職員の氏名の非開示とした部分（以下「本件非開示情報1」という。）について
警察職員の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別する

ことができるものであるため、条例16条2号に該当し、いずれの職員も慣行として氏名が公表されている管理職職員ではないことから、同号ただし書イに該当しない。また、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

さらに、開示することにより、捜査、取締り等の職務に直接現場で従事する警察職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査、取締り等の職務に従事する際、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員等の生命又は身体に危害が加えられるおそれは否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条4号にも該当する。

- (2) 「通報場所」、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」、「通報者」、「通報局」及び「通知電話番号」の各欄並びに「処理てん末状況」欄のうち「状況」欄の非開示とした部分及び「店員」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報2」という。）について

当該非開示部分は、110番通報の内容、電話番号その他の110番通報をした個人に関する情報のほか、店員の氏名、生年月日、年齢、住所、職業及び電話番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであることから、条例16条2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、110番通報は、通報者、目撃者その他の関係者の秘密を守るという信頼関係に基づいており、開示することにより、関係者との信頼関係が崩れ、今後、110番通報を躊躇するなど、関係者からの協力が得られなくなり、通信指令業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該非開示部分は条例16条6号に該当する。

- (3) 「処理てん末状況」欄のうち「措置」欄の非開示とした部分（以下「本件非開示情報3」という。）について

当該非開示部分には、警察官の事案処理に係る評価又は判断に関する情報であって、開示することにより、110番処理簿の記載内容が形骸化し、110番通報に係る現場の状況、警察官が執った措置、処理てん末等の必要な情報が得られなくなるなど、今後の110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 4月 9日	諮問
平成30年11月28日	実施機関から理由説明書收受
平成30年11月30日	新規概要説明（第128回第三部会）
平成30年12月21日	審議（第129回第三部会）
平成30年12月27日	審査請求人から意見書收受
平成31年 1月22日	審議（第130回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 110番処理簿について

110番処理簿は、110番通報を受理した警視庁通信指令本部の指令担当者が事案を管轄する警察署に指令を発し、当該警察署において110番通報の内容や現場に到着した警察官の活動結果を明らかにするために作成されるものである。

同処理簿は、「入電日時」、「入電事案名」、「処理結果」、「通報場所」、「発生場所」、「通報者」、「通報局」、「通知電話番号」、「聴取電話番号」、「緊配種別」、「通本指令担当者」、「110番受理担当者」、「処理者」、「処理結果報告者」、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」、「処理てん末状況」等の欄から構成されている。

これらの欄のうち、「通報場所」欄には通報者が通報を行った場所が、「通報者」欄には当事者、関係者といった通報者の特性が、「通報局」欄には通報に用いられた

基地局名が、「通知電話番号」欄には通報に用いられた電話番号が、「通本指令担当者」、「110番受理担当者」、「処理者」及び「処理結果報告者」の各欄にはそれぞれの業務を担当した警察職員の氏名が、「事件内容及び犯人人相等、訴出人等」欄には通報者の氏名や事件の内容等の通報内容が、「処理てん末状況」欄には事案の概要や処理てん末のほか、関係者の氏名・住所などの人定情報等がそれぞれ記載されることになっている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、「110番処理簿（〇〇警察署、平成29年〇月〇日、整理番号〇〇〇〇〇）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち、本件非開示情報1及び警察職員の「印影」は条例16条2号及び4号に、本件非開示情報2は同条2号及び6号に、本件非開示情報3は同条6号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は審査請求書及び意見書において、本件対象保有個人情報のうち警察職員の「印影」以外の非開示部分について開示を求めていることから、審査会は、本件非開示情報1、2及び3の非開示妥当性について判断する。

ウ 条例の定めについて

条例16条2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報（第9号から第11号までに係る情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務

の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例16条4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、警察職員の氏名が記載されており、これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当するものと認められる。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

実施機関は、本件非開示情報1はいずれも管理職である警察職員ではないその他の警察職員の氏名であると説明する。実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報1については、条例16条2号に該当し、同条4号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2には、通報者が通報を行った場所、通報者の電話番号、通報した内容、関係者の住所や氏名等の人定情報等、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されている。

110番通報は、警察が関係者の秘密を守るという信頼関係に基づき、関係者が事

案の早期解決を求めて氏名や事案の内容等、自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、関係者を特定できる情報や事案内容を一部でも開示することになると、関係者との信頼関係が損なわれ、今後、通報者、目撃者その他の関係者から110番通報に関する協力が得られにくくなるなど、通信指令業務の適正かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、110番通報の現場に臨場した警察官が、事案の関係者から事情聴取し、当該事案を総合的に評価、判断した内容が記載されており、これらの情報を開示することになると、110番処理簿の記載内容が形骸化することにつながり、110番通報に係る現場の状況、警察官が執った措置、処理てん末等の必要な情報が得られなくなるなど、110番処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、木村 光江、寶金 敏明、山田 洋